



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(四件).....
-(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・開発企画課・都市基盤部交通企画課).....
- 保安林の指定予定:(産業労働局農林水産部森林課).....
- 保安林の指定解除.....(同).....
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....
-(産業労働局商工部地域産業振興課).....

告示

●東京都告示第千四百五十一号
 東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年十月二十八日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十

一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
 令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画地区計画
- 品川駅西口地 削除する部分
- 港区高輪三丁目地内 変更する部分
- 港区高輪三丁目地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千四百五十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年十月二十八日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
 令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分
 東京都市再生特別地区(日本橋一丁目1・2番地区)

中央区日本橋一丁目地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千四百五十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和四年十月二十八日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
 令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 追加する部分
 東京都市再生特別地区(新宿駅西南口地区)

新宿区西新宿一丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千四百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画都市

市高速鉄道

第三号線

変更する部分

中央区日本橋一丁目及び渋谷区渋谷二丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)

●東京都告示第千四百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町元町字式千坪山三三五番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千四百五十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除に係る保安林の所在場所
神津島村字高嶺一二九番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局

農林水産部及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 アトレ品川

二 店舗所在地 港区港南二丁目十八番一号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 令和四年十月三十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年十一月九日から同年十二月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

